

求職活動申立書

(宛先)奈良市長

求職活動状況について、下記のとおり相違ないことを申立します。

なお、指定の期日までに保育要件を満たす就労証明書の提出ができない場合は、利用申込または継続利用を取り消し
されても異議申立しません。

令和 年 月 日 申立

申立者 住 所
(保護者) 氏 名 ⑧
子どもとの続柄 (父 ・ 母 ・ その他 ())

子ども氏名			
生年月日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日

求職活動状況	<input type="checkbox"/> 子どもが保育施設等の利用開始後に求職活動を行う。			
	<input type="checkbox"/> 現在、求職活動をしている。下記の欄に求職活動状況を記入してください。			
	活動日	面接を受けた会社名	電話番号	結果又は状況（採用、不採用など）
	月 日			
	月 日			
希望（内定）して いる仕事内容				
希望している 勤務日数と時間	週 日	時 分 ~	時 分	
	※常時月96時間以上（休憩時間含む）の就労先を見つける必要があります。 ※シフト制の場合は、安定してシフトに入れるように事業所に確認してください。			
証明書類※1	<input type="checkbox"/> 内定通知・雇用契約書	<input type="checkbox"/> 雇用保険受給者証（離職票）		
	<input type="checkbox"/> 労働（人材）派遣会社の登録が確認できるもの	<input type="checkbox"/> ハローワークの登録証		
	<input type="checkbox"/> 就学先がわかる受験票・案内・カリキュラム	<input type="checkbox"/> その他（		

※1 申立内容の証明書類として必ずいずれかの書類を添付してください。（妊娠中などで取得が困難な場合は相談ください。）

注1 申立内容について担当課より照会させていただくことがありますのでご了承願います。

注2 申立内容に虚偽があった場合は、保育の利用申込又は継続利用を取り消します。

注3 内定先で就労証明書を記載いただける場合は本申立書および内定通知または雇用契約書の提出は不要です。

注4 仕事が決まった場合は、ただちに就労証明書等を提出してください。

注5 就学が決まった場合は就学（職業訓練）申立書等を提出してください。

保育施設等を利用せずに申請している方へ

審査対象になるのは2カ月間です。継続して審査を希望する方は提出期限までに申立書の提出が
必要になります。また、1年後にも更新される場合、改めて新規申込をしていただく必要があります。

【審査対象月】※2 令和 年 月 ・ 令和 年 月入所分

【提出期限】※3 令和 年 月 日（ ）必着

※2 新規申込の場合は保護者が【審査対象月】の欄を記入してください。

※3 継続して審査を希望される場合は、利用保留通知に同封している求職活動申立書（【審査対象月】と
【提出期限】を印字したもの）を提出期限までに保育所・幼稚園課へ提出してください。